

会議の名称	総務委員会 協議	開催月日・令和5年6月26日 開会時間・午前・午後 9時58分 閉会時間・午前・午後10時16分
出席者	南谷 佳寛 近藤 伸二 安藤 誠 安井 智子 後藤 國弘 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄	
傍聴者	河崎 周平 後藤 徹 川柳 雅裕 豊島 保夫	
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 吉村市長室長 橋本総務部長 山並企画部長 高橋生活環境部長 三輪健福祉部長 横山子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 奥田消防長 今井田教育委員会事務局長 伊藤秘書広報課長 太田総務課長 岩田職員課長 林財務課長 中島財務課課長補佐 豊田生活環境課長 伊藤生活環境課主幹 安田環境事業課長 小池環境事業課主幹 木村福祉課長 伊藤高齢福祉課長 熊崎子育て健幸課長 國井子育て・健幸課長 八島子育て・健幸課課長補佐 高田新型コロナワクチン対策室長 安田農政課長 坂消防総務課長 入江消防予防課長 小川教育政策課長 竹内北部学校給食センター所長	
協議事項	1 付託案件の審査 議第57号 令和5年度羽島市一般会計補正予算（第3号） 議第50号 羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 議第51号 羽島市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について 議第56号 羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について 議第61号 動産の取得について	

【開会=午前 9 時 5 8 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案におきましては、お手元に配布した通りであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に、「議第 5 7 号 令和 5 年度羽島市一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

安井委員

議案書 5 6 ページ、3 款 2 項 3 目保育所等運営費の保育所整備事業について、事業の詳細についてお聞かせください。

子育て・健幸課長

本事業については、新たに令和 5 年度に国庫補助金である保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育園や認定こども園における熱中症対策のための施設整備に対する補助事業を実施し、保育環境の改善を図る予定をしております。具体的にはエアコンの新規設置や更新に要する経費に対する補助を予定しております。補助対象の施設数につきましては、市内の保育園、認定こども園 1 1 園のうち、事前に実施意向のあった 6 園を対象に補助を予定しております。なお、財源は国、県、市がそれぞれ 3 分の 1 ずつの負担となります。以上でございます。

安井委員

続きまして、議案書 5 6 ページ、3 款 2 項 3 目保育施設等運営費の保育施設等給付金支給事業について、事業の概要及び支給対象の保育施設等の数、給付金の額についてお聞かせください。

子育て・健幸課長

本事業については、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰対策として、保育所等を運営する事業者に対して運営の継続や経営の安定を図ることを目的に支給するものでございます。給付金支給の対象となる保育施設等の数は合計 2 1 を見込んでおります。内訳といたしましては、市内の保育所が 7、認定こども園が 4、幼稚園が 2、認可外保育施設が 7、地域子ども・子育て支援事業が 1 でございます。

花村委員	<p>す。給付金の額は、保育所・認定こども園・幼稚園は令和5年4月1日時点の在籍児童数が100人以下の場合は20万円、101人以上200人以下の場合は25万円、201人以上の場合は30万円としております。認可外保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施の場合は3万円としております。以上でございます。</p>
総務課長	<p>議案書の55ページ、市民会館施設改修事業についてお尋ねをいたします。説明によると、第3会議室空調機器の入れ替えによるものということでありました。その他の会議室やロッカールームなどの空調機器も効きが悪いなど、利用者からの声がありますけれども、第3会議室以外の空調機器の更新についての考えを述べてください。</p>
花村委員	<p>第3会議室の空調機器につきましては、現在、効きが弱く、使用の途中で時々停止するなど、不調であることから、今回、更新に係る補正予算をお願いするものです。第3会議室を除く、その他の会議室及びロッカー室の空調機器につきましては、指定管理者に確認したところ、使用に耐えうる性能は保たれているが、老朽化等により一部、効きが弱くなっている機器もあるとの回答を得ております。今後、施設の使用頻度や空調機器の老朽化度合い等を考慮しながら、必要に応じ、更新の検討を行っていきたいと考えております。以上でございます。</p>
新型コロナワクチン対策室長	<p>次に、57ページの新型コロナワクチン追加接種事業についてお尋ねいたします。現在の新型コロナワクチンの接種割合について報告をしてください。</p>
花村委員	<p>お答えします。5月8日から始まった新型コロナワクチンの春開始接種について、65歳以上の方の6月22日現在の接種状況は、3回目を受けられた方が7人、4回目の方が29人、5回目の方が256人、6回目の方が7994人です。65歳以上全体の接種率は44.1%となっております。以上です。</p>
花村委員	<p>次に、58ページの不燃物収集運搬処理経費についてお尋ねいたします。ここで印刷製本費が37万4000円上がっております。この事業内容について報告をしてください。</p>

環境事業課長	<p>現在、粗大ごみ処理券は200円券のみを販売しております。粗大ごみの戸別収集を開始するにあたり、粗大ごみの収集運搬にかかる手数料が1回につき1200円から2000円となることから、市民の利便性の向上を図るため、新たに800円券を作成するものです。以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第57号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第57号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>ここで関係者以外の方は退席いただいて結構です。</p> <p>(関係者以外退席)</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、議第50号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
安井委員	<p>議第50号 羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改正されましたけれども、その内容と手当額はおいくらになりますか。詳しくお聞かせください。</p>
職員課長	<p>初めに、手当の改正内容についてお答えします。これまでの新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当につきましては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言以降に、緊急事態</p>

	<p>措置の実施のために派遣された職員に対する手当でございます。改正後の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当につきましては、これまでの対象者に加え、対策本部が設置され、感染症の発生及びまん延の初期段階から派遣された職員についても、手当の支給対象者とするため、改正を行うものでございます。</p> <p>次に、手当額についてお答えします。この手当は災害対策基本法に規定する災害応急対策又は災害復旧のため、本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に支給されるものでございます。手当額につきましては、その期間や派遣される施設の区分により金額が定められておりますが、その期間中、1日につき3970円から6620円の範囲で支給されるものでございます。以上でございます。</p>
花村委員	<p>この条例の施行日は、現時点においては、いつが予想されますか。</p>
職員課長	<p>この条例の施行日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日からとなっております。当該改正法の施行日が原則として公布の日である令和5年4月28日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日となっておりますことから、令和5年10月27日までに施行することとなります。以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第50号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第50号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第51号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
安井委員	<p>議案書28ページ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当を廃止するため、羽島市職員特殊勤務手当、1日上限4000円支給を5類により、1日300円、作業手当として支給されるとお聞きいたしましたけれども、それぞれの支給の根拠をお聞かせください。</p>
職員課長	<p>令和2年4月1日からこれまでの間、本市においては、国に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対し、1日につき上限4000円を支給する感染症防疫作業手当の特例を設けてまいりました。同感染症が5類に移行されたことに伴い、国において人事院規則の改正により手当が廃止されたことから、市の条例においても同様に特例の廃止を行うものでございます。しかしながら、5類移行後におきましても感染症に係る作業は変わらず継続していることから、市では国からの財源措置のある間に限り、本条例第3条の規定による感染症防疫作業手当として手当支給を行う予定をいたしております。今回の改正におきましては、特例を設ける前の額に戻すものであり、本条例第3条の感染症防疫作業手当額であります、1日につき300円を支給するものでございます。以上でございます。</p>
花村委員	<p>今、お話しの防疫作業手当、1日当たり300円という説明でございました。条例改正後の防疫作業の具体的内容や防疫作業手当支給の条件について説明してください。</p>
職員課長	<p>令和2年4月1日からこれまでの間、先ほどお答えしましたが、1日につき上限4000円を支給する感染症防疫作業手当の特例を設けておりました。本条例改正後におきましては、特例を廃止し、300円を支給するものでございますが、防疫作業の内容及び条件といたしましては、条例改正前と変わらず、感染症の患者の体に接触して行う作業、患者が使用した物件の処理などに従事した職員に対し、国からの財源措置のある間に限り支給を行うものでござい</p>

	<p>ます。以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第51号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第51号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第56号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>議第56号 羽島市火災予防条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。現在、消防署で確認している市内の急速充電設備は何カ所ありますか。</p>
消防予防課長	<p>現在のところ、4カ所を確認しています。以上でございます。</p>
花村委員	<p>議案書の42ページ、11条の2にあります充電する設備のうち、分離型とはどのような形状のものであるかについて説明してください。</p>
消防予防課長	<p>分離型とは、変圧機能を有する設備本体とコネクタ及び充電ケーブルを収納する、いわゆる充電ポストで構成されているものでございます。以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第56号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第56号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第61号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>議第61号 動産の取得について、現場指揮車の動産の取得についてお尋ねをいたしますが、現場指揮車に求められる機能は何ですか。</p>
消防総務課長	<p>お答えいたします。現場指揮車に求められる機能といたしましては、災害現場において、現場指揮本部の設置場所を明確に示すための機能、災害情報の集約を的確に行う機能、消防隊等に活動内容を迅速に指示することができる機能、地域住民へ情報伝達を行うことができる機能等でございます。以上でございます。</p>
花村委員	<p>現在使用中の現場指揮車の登録年はいつですか。</p>
消防総務課長	<p>お答えいたします。現在使用中の現場指揮車につきましては、平成6年2月に登録をしております。以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>

南谷佳寛委員長	<p>す。</p> <p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第61号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
南谷佳寛委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第61号は原案の通り可決することに決しました。 以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして総務委員会を終了いたします。 なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了=午前10時16分】</p>